

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和3年度）

住 所 京都市右京区太秦下刑部町12番地

事業者名 京都市交通局
代表者名 京都市公営企業管理者
交通局長 北村 信幸

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
烏丸線の可動式ホーム柵未設置の駅	北大路駅への可動式ホーム柵の設置に向けた工事に着手する。(令和3年度)	計画通り実施済

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障害者・高齢者の接遇に関する民間資格を持つ職員の養成	公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が交通事業者向けに実施している高齢の方や障害のある方に対する接遇・介助研修を受講させ、「交通サポートマネージャー」の資格を有する駅係員を新たに30人養成する。(令和3年度)	計画通り実施済
新規採用駅係員への研修	新規採用駅係員の研修時において、障害のある方を講師とした研修を実施する。(令和3年度)	計画通り実施済
接遇研修の実施	全ての駅係員及び乗務員が受講する定期教育訓練において、高齢の方又は障害のある方等への対応や人権に関する知識を深める教育訓練を実施する。(令和3年度)	計画通り実施済
照明設備の維持管理	移動等円滑化された経路を構成する通路、階段、トイレ、プラットホームなどの照明設備について、年1回の点検を行い、必要に応じて照明の交換を行うなど、適切な照度を確保する。(令和3年度)	計画通り実施済
階段昇降機の維持管理	2箇月に1回の点検を行い、必要に応じて修繕を行うなど、維持管理する。(令和3年度)	計画通り実施済
エレベーター、エスカレーターの音声案内装置の維持管理	1箇月に1回の点検を行い、必要に応じて修繕を行うなど、維持管理する。(令和3年度)	計画通り実施済
トイレ、出入口、改札口等の音声案内装置の維持管理	年1回の点検を行い、必要に応じて修繕を行うなど、維持管理する。(令和3年度)	計画通り実施済

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
渡り板の維持管理	劣化具合を随時確認し、必要に応じて新しいものを購入する。(令和3年度)	計画通り実施済
列車接近警告装置、駅施設の放送設備の維持管理	年2回の点検を行い、必要に応じて修繕を行うなど、維持管理する。(令和3年度)	計画通り実施済
行先案内表示設備の維持管理	年1回の点検を行い、必要に応じて修繕を行うなど、維持管理する。(令和3年度)	計画通り実施済

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
移動の支援、声掛け及び誘導案内	駅係員が、目の不自由な方や車いす利用者などに対して積極的に支援のお声かけをするとともに、それ以外の方々にもご希望に応じた移動の補助等を行う。(令和3年度)	計画通り実施済
障害者・高齢者の接遇に関する民間資格を持つ職員の配置	公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が交通事業者向けに実施している高齢の方や障害のある方に対する接遇・介助研修を受講させ、「交通サポートマネージャー」の資格を有する駅係員を新たに30人配置する。(令和3年度)	計画通り実施済

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障害者・高齢者の接遇に関する民間資格を持つ職員の養成	公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が交通事業者向けに実施している高齢の方や障害のある方に対する接遇・介助研修を受講させ、「交通サポートマネージャー」の資格を有する駅係員を新たに30人養成する。(令和3年度)	計画通り実施済
新規採用駅係員への研修	新規採用駅係員の研修時において、障害のある方を講師とした研修を実施する。(令和3年度)	計画通り実施済
接遇研修の実施	全ての駅係員及び乗務員が受講する定期教育訓練において、高齢の方又は障害のある方等への対応や人権に関する知識を深める教育訓練を実施する。(令和3年度)	計画通り実施済

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
啓発ポスター等の掲出	国土交通省が実施する障害者用トイレ、エレベーター等のゆずりあいに関する啓発キャンペーンに参加し、マナー啓発のためのポスター掲出を行う。また、優先座席のゆずりあいに関するポスター掲出や、障害者用トイレの扉への「一般トイレを利用できる方は、一般トイレをご利用ください」という啓発文の掲出など、利用者への呼びかけを行う。(令和3年度)	計画通り実施済

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> ・これまで行ってきた地下鉄改札等での視覚障害者団体等との共同啓発活動について、新型コロナウイルス感染防止の観点から、実施することはできなかったが、視覚に障害のある方に対する声掛け等をお願いするポスター掲出、ティッシュ配布、駅構内放送を実地した。 ・ウェブサイトや電話などで寄せられる要望を担当部署内で共有するとともに、取組の改善に活用した。 ・障害者団体との意見交換を実施し、対応等について協議した。 ・ハード面の主管課を本局内の高速鉄道部技術監理課、ソフト面の主管課を高速鉄道部運輸課としてバリアフリーの取組を推進した。
--

(3) 報告書の公表方法

ホームページにて公表

(4) その他

--

II 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況(鉄道駅ごとに記入)

鉄道事業者名	共用駅	鉄道駅の名称	路線名	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者数	無人駅、有線電化の有無	公共交通機関との連携の有無	段差への対応	プラットフォームの数	段差が解消されているプラットフォームの数	エレベーターの設置数	エスカレーターの設置数	その他の設備の数	傾斜路の数	路肩の数	視覚誘導ブロックの有無	障害物の有無	案内設置の有無	備品の有無	障害物の有無	対応型改札機の有無	障害物の有無	対応型改札機の有無	車いす利用者の円滑な乗降が可能なプラットフォームの数	転落防止のための設備の有無
京都市交通局		国際会館	烏丸線	京都府 京都市 左京区	19,168 人			○	1	1	3 (3) 基	3 基	基		箇所		○	○	○	○	○	○	○	1	
京都市交通局		松ヶ崎	烏丸線	京都府 京都市 左京区	8,505 人			○	1	1	2 (2) 基	3 基	基		箇所		○	×		○	○	○	○	1	
京都市交通局		北山	烏丸線	京都府 京都市 北区	11,815 人			○	1	1	2 (2) 基	1 基	基	1 (1) 箇所			○	○	○	○	○	○	○	1	
京都市交通局		北大路	烏丸線	京都府 京都市 北区	25,617 人			○	1	1	2 (2) 基	5 (3) 基	基	2 (2) 箇所			○	○	○	○	○	○	○	1	
京都市交通局		鞍馬口	烏丸線	京都府 京都市 上京区	8,221 人			○	1	1	2 (2) 基	1 (1) 基	基		箇所		○	○	○	○	○	○	○	1	
京都市交通局		今出川	烏丸線	京都府 京都市 上京区	19,705 人			○	1	1	2 (2) 基	4 (4) 基	基		箇所		○	○	○	○	○	○	○	1	
京都市交通局		丸太町	烏丸線	京都府 京都市 中京区	19,003 人			○	1	1	1 (1) 基	2 (2) 基	基	1 (1) 箇所			○	○	○	○	○	○	○	1	
京都市交通局		四条	烏丸線	京都府 京都市 下京区	72,324 人			○	1	1	3 (3) 基	10 (6) 基	1 基	4 (4) 箇所			○	○	○	○	○	○	○	1	○
京都市交通局		五条	烏丸線	京都府 京都市 下京区	11,570 人			○	1	1	2 (2) 基	6 (3) 基	基	3 (3) 箇所			○	○	○	○	○	○	○	1	
京都市交通局		京都	烏丸線	京都府 京都市 下京区	83,366 人			○	1	1	3 (3) 基	3 (4) 基	基	4 (4) 箇所			○	○	○	○	○	○	○	1	○
京都市交通局		九条	烏丸線	京都府 京都市 南区	4,524 人			○	1	1	2 (2) 基	4 基	基		箇所		○	○	○	○	○	○	○	1	
京都市交通局		十条	烏丸線	京都府 京都市 南区	6,885 人			○	1	1	2 (2) 基	1 (1) 基	基		箇所		○	○	○	○	○	○	○	1	
京都市交通局		くいな橋	烏丸線	京都府 京都市 伏見区	5,542 人			○	1	1	2 (2) 基	1 基	基	1 (1) 箇所			○	○	○	○	○	○	○	1	
京都市交通局・近畿日本鉄道株式会社	△	竹田	烏丸線	京都府 京都市 伏見区	14,511 人			○	2	2	4 (4) 基	2 基	基	1 (1) 箇所			○	○	○	○	○	○	○	2	
京都市交通局		六地藏	東西線	京都府 宇治市 六地藏奈良町	10,769 人			○	1	1	5 (5) 基	5 基	基	2 (2) 箇所		○	○	○	○	○	○	○	○	1	○
京都市交通局		石田	東西線	京都府 京都市 伏見区	6,286 人			○	1	1	5 (5) 基	5 基	基	1 (1) 箇所		○	○	○	○	○	○	○	○	1	○
京都市交通局		醍醐	東西線	京都府 京都市 伏見区	11,537 人			○	1	1	2 (2) 基	3 基	基	2 (2) 箇所			○	○	○	○	○	○	○	1	○
京都市交通局		小野	東西線	京都府 京都市 山科区	6,247 人			○	1	1	2 (2) 基	3 基	基		箇所		○	×		○	○	○	○	1	○
京都市交通局		柳辻	東西線	京都府 京都市 山科区	14,979 人			○	1	1	2 (2) 基	1 基	基		箇所		○	×		○	○	○	○	1	○
京都市交通局		東野	東西線	京都府 京都市 山科区	10,211 人			○	1	1	3 (3) 基	3 基	基		箇所		○	×		○	○	○	○	1	○
京都市交通局		山科	東西線	京都府 京都市 山科区	35,165 人			○	1	1	1 (1) 基	4 基	基	1 (1) 箇所			○	○	○	○	○	○	○	1	○
京都市交通局・京阪電気鉄道株式会社	△	御陵	東西線	京都府 京都市 山科区	7,327 人			○	2	2	2 (2) 基	2 基	基		箇所		○	×		○	○	○	○	2	○
京都市交通局		蹴上	東西線	京都府 京都市 東山区	7,057 人			○	1	1	2 (2) 基	6 基	基		箇所		○	×		○	○	○	○	1	○
京都市交通局		東山	東西線	京都府 京都市 東山区	11,608 人			○	1	1	2 (2) 基	7 基	基		箇所		○	○	○	○	○	○	○	1	○
京都市交通局		三条京阪	東西線	京都府 京都市 東山区	20,604 人			○	1	1	2 (2) 基	2 基	基		箇所		○	○	○	○	○	○	○	1	○
京都市交通局		京都市役所前	東西線	京都府 京都市 中京区	19,454 人			○	1	1	1 (1) 基	6 基	基		箇所		○	○	○	○	○	○	○	1	○
京都市交通局		烏丸御池	烏丸、東西線	京都府 京都市 中京区	78,631 人			○	3	3	3 (3) 基	4 (4) 基	基	1 (1) 箇所			○	○	○	○	○	○	○	3	○
京都市交通局		二条城前	東西線	京都府 京都市 中京区	5,441 人			○	1	1	2 (2) 基	2 基	基		箇所		○	×		○	○	○	○	1	○
京都市交通局		二条	東西線	京都府 京都市 中京区	15,474 人			○	1	1	2 (2) 基	3 基	基	1 (1) 箇所			○	○	○	○	○	○	○	1	○
京都市交通局		西大路御池	東西線	京都府 京都市 中京区	9,744 人		○	○	1	1	5 (5) 基	4 (4) 基	基		箇所	○	○	○	○	○	○	○	○	1	○
京都市交通局		太秦天神川	東西線	京都府 京都市 右京区	14,286 人		○	○	1	1	4 (4) 基	4 (4) 基	基		箇所	○	○	○	○	○	○	○	○	1	○
		(合計) 31 駅							0 駅	2 駅	31 駅	35	35	31 31 駅 77 (77) 基	31 11 駅 110 (36) 基	1 駅 1 基	14 14 駅 25 (25) 箇所	4 駅	31 駅	24 駅	31 駅	31 駅	31 駅	19 駅	

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

<p>(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。</p>	<p>○</p>
<p>(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。</p>	

(第2号様式)

- 注1. 複数の路線が乗り入れる鉄道駅は1鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。
2. 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 5. プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
 6. 段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段差が解消されているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
 7. エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
 8. エスカレーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
 9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
 10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
 11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所(公共交通移動等円滑化基準省令第13条第2項の基準に適合するものをいう。第10号、第12号、第22号及び第24号様式を除き以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口(公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機(公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
 17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 18. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
 19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
 20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。